

## いじめか、遊びか

### —鹿川裕史君事件にみる葬式ごっこに焦点をあてて—

安部芳絵

## 序論 2つの葬式ごっこ

本論では子どもの葬式ごっこを取り上げる。

葬式ごっこは、災害遊びのひとつとして行われることがある。災害遊びとは、「地震ごっこ」や「津波ごっこ」といった、災害を再現するような遊びである。たとえば、阪神・淡路大震災後には、それを見たおとなが不謹慎であると止めるようすも報告されている（天野、2011：70-72）。近年では、災害を再現するようなごっこ遊びを子どもがすることは、小児科医をはじめとする医療従事者・子ども支援者には広く知られている（日本小児科医会、2012）。なお、東日本大震災後には、遺体を捜索したのちにお墓をつくってお祈りをするようなケースも報告されている（安部、2020）。

葬式ごっこは、いじめとしても起こりうる<sup>1</sup>。代表的なものとして、いじめの社会問題化の契機となった鹿川裕史君の事件が知られている。災害遊びとしての葬式ごっこ、いじめとしての葬式ごっこ—同じ「葬式ごっこ」と呼称されるこの2つには、どのような差異があるのか。このことを考える際に重要なのは、それが「遊びかどうか」という点である。

そこで、本論では、鹿川君に対するいじめとしての葬式ごっこに焦点を当て、その構造を捉え、遊びとはどのような点で異なるのかを明らかにすることを目的とする。まず、鹿川君に対するいじめ事件の概要を朝日新聞の報道から探る。次に、いじめとしての葬式ごっこの構造を、不条理演劇の劇作家である別役実の分析から検討する。別役は葬式ごっこに表出した「無記名性の悪意」に着目したが、これはやがて主体そのものを奪う状況に生徒たちを追いやっていく。最後に、いじめとしての葬式ごっこが遊びとはどう異なるのかを、カイヨワによる遊びの理論から明らかにしたい。

## 1. いじめ自殺の社会問題化

学校における生徒指導上の問題のうち、1970年代に大きな注目を浴びたのは校内暴力であった。その後、校内暴力の鎮静化と共に1980年代半ばから注目されはじめたものの1つがいじめである。

北澤は、「いじめ自殺」が大きな社会問題となったことはこれまでに何度かあるとし、なかでも「1986年の鹿川裕史君事件、1994年の大河内清輝君事件、2006年の北海道滝川市事件、2012年の大津市事件、これらの4件の「いじめ自殺」事件がことのほか大きな社会的関心を引き起こしたと言える」と指摘している（北澤、2014：14）。

社会問題に関して北澤は、スペクターとキツセを引用し「社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動である」と構築

主義の点から述べた。さらに、社会問題をクレーム申し立て活動と定義するならば、「公共性」と「地域性からの超越」がポイントとなるという。そして、その社会問題化にあたって大きな役割を担うのがマスメディアである（北澤、2014：51-61）。

マスメディアによるいじめに関する報道をみると、1983年に4件だった新聞報道は85年には151件と急増している。この要因に関して滝は、いじめが国会質問で取り上げられたことを挙げている<sup>2</sup>。1985年2月20日の衆議院法務委員会における法務省の対策への質問を皮切りに衆参で取り上げられ、10月25日には文部省が初のいじめの実態及び指導状況等について把握する調査を実施するに至った（滝、2014：13-14）。

つまり、いじめそのものは84・85年頃にはすでにそれぞれの学校や地域で話題となっていたが、この状況を一気に後押しし全国的に注目される契機となったのが、1986年の鹿川裕史君の事件とその報道であった。なかでも、メディアが大きく取り上げたのは葬式ごっこであり、葬式ごっこのなかで用いられた色紙であった（滝、2013：14）。そこで、次節では、朝日新聞の報道を中心に、鹿川裕史君をめぐる葬式ごっこの概要を追う。

## 2. 鹿川裕史君事件の概要

1986年2月1日午後10時すぎ、岩手県盛岡市盛岡駅前のターミナルデパート「フェザン」の地下飲食店街の公衆トイレ内で、男の子が首をつって死んでいるのを警備員がを見つけ、盛岡署に届けた。同署の調べにより、持ち物などから、東京都中野区立中野富士見中学校2年生の鹿川裕史君（当時13才）と判明した。近くに「下着などが入ったバッグがあり、中にあった買い物袋に、横書きで、友だち2人の名前をあげ、「これ以上生きてもジゴクだ」「こういうことはもうしないでほしい」と書いてあった」（朝日新聞1986年2月3日朝刊）ことから、盛岡署はいじめを苦にした自殺とみて詳しく調べ始めた。なお、裕史君は1月31日に家をでてから行方がわからなくなっていたが、岩手県内には父親の実家があった。

買い物袋を引き裂き、鹿川裕史君が書いた遺書<sup>3</sup>は次の通りである。

家の人、そして友達へ

突然姿を消して申し訳ありません。（原因について）くわしい事については〇〇とか××とかにきけばわかると思う。俺だって、まだ死にたくない。だけど、このままじゃ「生きジゴク」になっちゃうよ。ただ俺が死んだからって、他のヤツが犠牲になったんじゃないか。だからもう君達もバカな事をするのはやめてくれ。最後のお願いだ。

昭和61年2月1日 鹿川裕史

中野富士見中学校の2年生男子生徒によれば「いじめは、程度の差こそあれ、校内のいたるところで見られた。」という（朝日新聞、1986年2月3日、夕刊）。前年の1985年には、鹿川君と同じクラスの男子生徒がいじめを理由に転校しており、鹿川君も担任から転校を勧められていた（朝日新聞、1986年2月4日、朝刊）。東京・中野署は、同級生41人全員と、2年生の別のクラスの一部からも事情聴取して、自殺の原因特定に動き出した（朝日新聞、1986年2月4日夕刊）。

「葬式ごっこ」が朝日新聞で報道されたのは、2月6日のことであったが、葬式ごっこそのものは前年の秋の出来事であった。1985年11月中旬頃<sup>4</sup>、鹿川君はスケートボードで遊んでいて怪我をしたため、登校が少し遅れたことがあった。

(略) いじめグループのメンバーが「鹿川が死んだことにしようぜ」と提案。黒板の前に鹿川君の机を持ち出し、その上に鹿川君の写真を置いた。黒板には白や黄のチョークで雲の模様などを描き、葬式の雰囲気を出した。

約30センチ四方の色紙の真ん中に、「さよなら 鹿川君」とフェルトペンで書き、その周りに丸く寄せ書き風に、みんなで署名と「安らかに眠って下さい」などの追悼の言葉を書いた。早く死ね、といったたぐいの言葉もあったという。「お前もかけ」と色紙が教室内を回され、A組のかなりと他のクラスの人にも書いた。担任の藤崎南海男教諭(57)ら何人かの先生の名前もあった。

だれかが牛乳瓶に水を入れ、花をいけて、色紙とともに鹿川君の机に飾った。「供養のため」のアメ玉数個、夏ミカンがそばに並べられ、さらに、夏ミカンに選考をつき刺して、ライターで選考に火をつけた。

始業前、遅れて教室に入ってきた鹿川君は、机を見て、「なんだ、これー」。その周りでクラスメートがニヤニヤして、様子をうかがっていた。鹿川君は「オレが来たら、こんなの飾ってやんのー」と笑っていた。

しかし、授業が再開されても線香の煙はまだ教室内にくすぶり、鹿川君は次第に寂しそうな顔をみせ、黙りこくってしまった。その後、鹿川君は仲間に「ぼくあのと一度死んだんだよ」ともらしたことがあった、という。仲間が悪ふざけでしたこの「葬式」が心に深い傷として残っていたらしい。

他の生徒にも同じ「遊び」をやろうという話があったが、結局「葬式ごっこ」は実際にはこの時限り、鹿川君1人だった。すべては先生が教師にいない時に行われた。警視庁少年1課のいじめ特別補導班と中野署もこのことをつかんでおり、生徒や教師から詳しい事情を聴いている。(以下、略。朝日新聞、1986年2月6日、朝刊より)

葬式ごっこには、担任、副担任、英語担当教諭、理科担当教諭の4名の教師が、色紙に寄せ書き<sup>5</sup>と署名をしていたことが明らかとなっている(朝日新聞、1986年2月7日、朝刊)。これに関し、東京都教育委員会は、教師の信用失墜など地方公務員法に背いた責任を問い、担任を論旨退職させ、他の3教諭と校長、教頭の5人を減給、戒告の懲戒処分を行った。人事異動の中で、校長、副担任、英語担当教諭の依願退職を認め、理科担当教諭と教頭に長期研修を命じた(朝日新聞、1986年3月21日、朝刊)。

その後、鹿川君の両親は、都と中野区、2人の旧友の両親を相手取って東京地裁に損害賠償請求を起こした。その証言のなかで、当時の担任は、校長と相談し、葬式ごっこに使われ

た色紙のもみ消し工作を行っていたことも明らかとなっている。この判決は、1991年3月27日に東京地裁で言い渡された。

(略) 鹿川君の両親が、「自殺は、級友らのひどいいじめによるもので、学校側には生徒らへの適切な指導を怠った過失がある」として、都と中野区、2人の旧友の両親を相手取り計6000余万円の損害賠償を求めた訴訟の判決は、1991年3月27日に東京地裁で言い渡された。村上敬一裁判長は、鹿川君が自殺する2か月前の85年末ごろ前の旧友らとの行為について「いじめとみることはできない」と認定、校友グループから抜けようとしていた鹿川君に対し、86年1月以降の暴行についてのみ違法性を認め、その精神的苦痛に対する慰謝料として被告4者に計400万円のしはらいをめいじた。事件を象徴する出来事とされた「葬式ごっこ」についても、判決は「鹿川君がいじめとして受け止めていたとはいえず、むしろひとつのエピソードとしてみるべきだ」と述べ、自殺と直結して考えるのは不当とした。(略)  
(朝日新聞、1991年3月27日 夕刊)

長年この事件を取材してきた朝日新聞記者の豊田は、報道関係者を前に校長、担任は「いじめとは思わなかった」と繰り返したと述べる。そしてその理由として挙げられたのが、「遊び、ふざけだと思った」「葬式ごっこも悪ふざけだった」というものであった(豊田、:66)。

果たして、葬式ごっこは「遊び」といえるのか。そこで次に、演劇論の視点から葬式ごっこの構造を検討する。

### 3. 葬式ごっこの構造—別役実の分析から—

先述した通り、朝日新聞によれば、葬式ごっこをみた鹿川君は、「何だ、これ!」「オレが来たら、こんなの飾ってやんのー」と述べたという。この言葉に対して不条理演劇の劇作家である別役実は、近代劇としてこの状況に対応しようとする場合、「なぜこんなことをしたんだ」「なぜこうなっているんだ」というセリフと「だれがこんなことをしたんだ」というセリフが発せられてしかるべきであるという(別役、2003:72)。これらのセリフは、個人としてこの状況に対応することを意味するものである。

しかし、鹿川君はそうはしなかった。このことについて別役は、「状況に対応している個人というものは、ひとまず存在していない」と述べ、主体の不在を指摘する。

…ところが鹿川君はそれをしなかった。それができなかった。「何だ、これ!」というのは、ほぼ自分自身に対するつぶやきみたいな感じですよ。ね。「オレが来たら、こんなの飾ってやんのー」というのは、これは一種の情景描写です。自分自身も含めたその場の状況を説明して見せている、なぞってみせているにすぎない。自己主張がないですね。(略) …とすれば、ここでの状況に対応している個人というもの

は、ひとまず存在していないことになります。鹿川くんはいないわけです。オレという意味ではない。オレというのはだれかわからないということになる。(pp.72-73)

ニヤニヤする同級生たちに囲まれ、「一種の情景描写」のような言葉を呟くしかなかった鹿川君からは、自己の存在を情景と同化させようとするさま、自己を客体に追いやるようすが見て取れる。別役は、「自分自身をその状況の中の関係の中の一部に植えこんで、自分自身も客体化した状況みたいなものをなぞってみせたということは、おそらくそこで自己主張する主体であることを中止することがもっとも有効な手段であると考えたからに違いない」と述べる（別役、2003：77）。状況の中に自分を植え込んで、主体であることを中止するとはどのような意味であろうか。

鹿川君と同級生との関係性に着目した別役は「個人が主役ではなくて関係が主役になってしまっている」と指摘する。しかもその関係性は、個人と個人のつながりではなく、「無記名の関係性」なのだという。鹿川裕史という個人ではなく、無記名の関係性のみがそこに存在するという空間では、「なぜこんなことをしたんだ」のような具体的な自分自身の主張に基づいた行為はできない。なんらかの行為をしたとしても「その行為は絶対行為として受け取られない」と指摘する（別役、2003：86）。

さらに、「こういうとめどもない状況が、この「葬式ごっこ」の中にはメカニズムとして機能していた」「これがおそらく遺書に書いてあった「生き地獄だ」ということ」と述べてた。

要するに生きるということは行為する、主張することです。ところが、それに対しては、「取り立ててどうということはないですよ」、「『お葬式ごっこ』をしてからかたにすぎないですよ。という反応しか期待できない。にもかかわらずその底には鹿川君のあらゆる行為を全部捨象して、行為を行為でなくさせて、自己主張を自己主張でなくさせて、熱心な態度、自分を客体として態度でしかとらせないような状況ができあがっていた。このメカニズムがおそらく生き地獄だったのですね。(pp.86-87)

葬式ごっこに作用していたものを、別役は「無記名性の悪意」としてとした。無記名性であるがゆえに「悪意が作動する現場には、その悪意を発動させた主体は存在しない」のである（別役、2003：103）。無記名性の悪意の前では、鹿川君は主体であることを中止し、客体となるしかなかった。無記名性の悪意による主体の不在はなにをもたらすのであろうか。

#### 4. 無記名性による主体の不在がもたらすもの

朝日新聞記者として取材を続けた豊田充による『「葬式ごっこ」八年後の証言』（1994）で

は、当時同じクラスだった生徒たちが、事件から8年後に葬式ごっこをふりかえっている。同じクラスだった愛知(仮名)は、葬式ごっこを「本当に遊びのつもりだった」と述べた。

フェルトペンのひげ描き事件のときは、鹿川も面白がっていたと思う。葬式ごっこもみんなはそのノリでやったから、本当に遊びのつもりだった。あれは、みんなの意図と鹿川が感じたものの、すれ違いだったんだ。(豊田、1994:101)

葬式ごっこの日、遅れて学校に来た広島(仮名)は、「シシ、死んだよ。ちょっと、ここに書いてよ」と色紙を渡され、「本当かよ」と驚いたという。クラスメイトには、「ばか、風邪、ひいて寝てるだけだよ」と返された。

色紙の空いているところに書いた。「ギャグだな」とは思ったが、同時に「ここまでやったら、やばいんじゃ」という気もした。(豊田、1994:147)

石川(仮名)は、フェルトペンでひげを描かれたのは他のクラスにもいた、だからみんなまひしちゃって「いじめているという意識を、だれも持たなくなった」という。そして、鹿川君へのいじめについて「いじめがあっても、下手に止めに入ったら、次に自分がやられる、とみんな思ってた。汚ねえようだが、生きる知恵だわ。」(豊田、1994:111)と述懐している。石川は葬式ごっこの色紙に「100円返せ」と書いたが、実際に貸しがあったわけではなかった。この理由について石川は次のように述べている。

貸しがあったわけじゃなく、もちろん、ふざけだが、ぼくは彼が活着ているという前提で書いた。死んだことにするのは、いやだった。彼を殺したくなかった。まあ、逃げですけどね。書きたくて書いたんじゃない。だけど、書かずに済ますことはできなかった。(豊田、1994:115)

「死んだことにするのは、いやだ」と感じつつも、無記名性の悪意に抗えない状況は、このようにして周囲の同級生たちをも巻き込んでいく。岡山(仮名)は、「ねえ、鹿川を死んだことにしちゃおうよ」と言われ、何も考えず「おもしろいじゃん」と答え、準備にも加わった。裁判の一番で「遊びだった」という判決がでたことにもずっとそうだと思っていたが、その後のインタビューでは考えが変わったという。

たしか、裁判では、葬式ごっこはいじめというより、遊びだった、という一審判決がでたのではなかったか。自分もずっと、そう思っていたが、今にして思えば、葬式ごっこは、鹿川がみんなにとっての自分の生命の軽さを感じ、自殺の前に踏みとどまる最後の支えであるべき1つを失った伏線だったと思う。(豊田、1994:130)

チェコの民主化を導いたハヴェル<sup>6</sup>は、匿名化された権力によって主体が奪われていくさまを、青果店の店先に置かれたスローガンを例に述べる。ハヴェルは、青果店の店主が「全世界の労働者よ、一つになれ！」というスローガンをショーウインドウの玉ねぎと人参のあいだに置く、この日常の出来事に対し、「なぜ、かれはそうしたのだろうか？」と問う。「青果店の店主の大多数は、店のショーウインドウに掲げたスローガンの文言の中身をよく考えてもいなければ、自身の見解を世の中に訴えようともしていない。」、店主自身の考えというよりは、みんながそうしているから、スローガンを置くのであり、その行為によって「見せかけ」の世界（ハヴェル、2019：15-20）を構築するのだ。店主はこのことにより「嘘の中で生きる」羽目に陥る。「嘘を受け入れる必要はない。嘘の生を、嘘の生を受け入れるだけで十分なのだ。それによって、体制を承認し、体制を満たし、体制の任務を果たし、体制となる」（ハヴェル、2019：21）のである。

こうして青果店の店先のスローガンは、日常の風景として「見せかけ」の世界を構築するイデオロギーとなり、「権力を内側へ儀式的に伝える主たる装置」（ハヴェル、2019：23）として機能し始める。支配される客体であったものが、いつのまにか支配する主体へと取り込まれていく。人々は「体制の犠牲者であると同時にその装置」（ハヴェル、2019：30）となり、体制を内面化していくのだ。ポスト全体主義の権力についてハヴェルは、「権力は明確に匿名化され、人間は儀式の中に融け、儀式によって主体性が奪われる」と述べた（ハヴェル、2019：25）。

ハヴェルは、もちろんポスト全体主義について述べているのである。しかし、葬式ごっこのなかで「ここまでやったら、やばいんじゃ」「死んだことにするのは、いやだった」と感じつつも、「下手に止めに入ったら、次に自分がやられる」「書かずに済ますことはできなかった」という同級生たちの抗えないさま、いじめる側を内面化していくありようと重なる部分が多い。ハヴェルが、「二つの異なるアイデンティティの対立ではない。それよりも性質の悪いものである。つまり、アイデンティティそれ自体の危機である。」（ハヴェル、2019：33）と述べたように、鹿川君も、そして同級生たちも、自分自身を見失う状況に追いやられていく<sup>7</sup>。

ところで、この葬式ごっこについて別役は「鹿川君に対するいじめであると同時に、それは鹿川君を含めたある冗談、ある遊びという環境をつくりあげるものであった」（別役、2003：90）とも述べている。裁判の一番では、葬式ごっこは遊びであるとされた。

鹿川君への「葬式ごっこ」は、果たして遊びといえるのだろうか。

## 結論 いじめと遊びの分水嶺

これまでに論じてきたことから、葬式ごっこが、主体であることを中止させ、アイデンティティそれ自体の危機を招くような構造であったことが判明した。このような状況は遊びといえるのかどうか。

かつてホイジンガは、「文化は遊びとして始まるのでもなく、遊びから始まるのでもない。

遊びの中に始まるのだ」(ホイジンガ、1973-2015:165)と述べ、人間の本質を遊びであるとする「ホモ・ルーデンス」を提唱した。その後、ホイジンガの理論を批判的に継承したカイヨワは、遊びについて次のように述べている。

他方、これは疑いを容れないことだが、遊びは自由で自発的な活動、喜びと楽しみの源泉として定義されるべきである。参加を強要されたと感じる遊びは、たちまち遊びではなくなるであろう。それはおそらく束縛となり苦役となる。人は一刻も早く解放されたいと願う。すなわち、遊戯者がそれに熱中するのは、自発的に、まったく自分の意志によってであり、快樂のためにである。(略)遊戯者がやめたいと思うときは、「もうやーめた」といって、立ち去る自由を持つことが何よりも必要である。pp.34-35

遊びは、「自発的にまったく自分の意思によって」熱中するのであり、無理に強制されるものではない。そして、やめたいと思ったら、いつでも「もうやーめた」といって、立ち去る自由を持つのである。これに対し、鹿川君の直面した葬式ごっこには、鹿川君にも、周囲の同級生たちにも、やめたいと思ったら立ち去る自由はなかっただろう。そこから浮き彫りになったのは、無記名性の悪意によって主体であることを中止し、いじめを内面化し、客体となった生徒たちの姿であった。

カイヨワはまた、遊びの社会化された側面に着目し、共感をこめて注目してくれる他者の存在が必要であるとも述べている。

一般に、遊びをしていて本当に満ち足りた気持ちを味わうのは、その遊びが周囲の人たちをまきこむ反響を生んだ時だけである。(略)遊びには、共感をこめて注目してくれる観衆の存在が必要なのだ。p.86

共感とは、「他者の存在をリアルなものにし、他者のために、他者とともに感情を抱き、自分たちの存在を拡大し、開いていくための物語だ」と、レベッカ・ソルニットは述べる。共感はどちらか一方に何かを強いることではない。「沈黙を強いること、聞くのを拒むことは、他者の人間性と他者とのつながりを認識することで成り立つ社会契約を断ち切ってしまう」のである(ソルニット、2021:52)。カイヨワのいう「共感をこめて注目してくれる観衆」とは、決して、死んだことにされた鹿川君をニヤニヤしながら見る同級生ではない。そもそも、全員が客体となる場に「他者」と「自己」は存在するのだろうか。葬式ごっこがたとえクラス全体を巻き込むものであったとしても、「共感をこめて注目してくれる観衆」のない「ごっこ」が、遊びとして成立することはなかった。

遊びは一種の避難所でもある、とカイヨワはいう。「遊びは「限定づきの、かりそめの完成」の場であるばかりではない。それは一種の避難所でもあって、ここでは宿命を支配しう

る。人は自分で危険を選ぶが、その危険もあらかじめ心づもりされたものであって、彼がまさに賭けようと思っているものを超えることはありえない」のである（カイヨワ、1990-2017：299）。鹿川君にとっての葬式ごっこは、避難所にはなりえなかったばかりでなく、「鹿川がみんなにとっての自分の生命の軽さを感じ、自殺の前に踏みとどまる最後の支えであるべき1つを失った伏線」へとなってしまったのである。

以上のことから、鹿川君が直面した葬式ごっこは「遊び」ではなかった。

しかし、1991年、東京地裁は、葬式ごっこを「悪ふざけの対象としてクラスの注目を集めることに面はゆさを感じたことさえ、うかがわれる」、「ひとつのエピソード」とみるべきとして、遊び、ふざけの一環として捉え、いじめを認めなかった<sup>8</sup>。

これに対し、1994年、東京高裁判決では、「葬式ごっこに加わった多数の生徒ら及び教師らとしては、悪ふざけという意識であったとしても、いきなり教室という公の場で、しかも学級の生徒らほとんど全員が参加したような形で、自分を死者になぞらえた行為に直面させられた当人の側からすれば、精神的に大きな衝撃を受けなかったはずはないというべきであるから、葬式ごっこはいじめの一環とみるべきである」と一転していじめを認めることとなった（豊田、1994：49）。

確かに、いじめは表面上、遊び、ふざけと見えることもある（豊田、1994：268）。一審の法廷でも当時の担任等教職員が葬式ごっこはいじめではなく、遊びであるという「ふざけ説」を繰り返して述べたが、その理由として、「本人が訴えなかった」こと（朝日新聞、1991年3月27日、朝刊）が挙げられていた。ところが、鹿川君は、3階建て校舎の屋上のフェンスのそばに立っているのを前年12月23日に教職員により目撃され、校舎内に戻されるなど、SOSを出していたことがうかがえる（朝日新聞、1986年2月9日、朝刊）。それではなぜ、SOSを受け止められなかったのか。

本来ならば、SOSを受け止めいじめに対応すべき教職員が、匿名性の悪意によって主体性を奪われ、客体化された状況に追いやられたことが推測される。しかし、子どもの権利保障の視点から考えれば、そこは踏みとどまらねばならない。そのためには、教員個人が学校において主体として子どもたちと関わっているかどうか、が重要である。葬式ごっこは何を意味するのか、色紙にメッセージを書くとはどういうことなのか、立ち止まって考えることである。このことはそれほど容易ではない。匿名性の悪意によって情景に埋没しないためには、常に自己の置かれた状況を把握していなければならないからだ。自己と生徒との関係性を言語化し、その他の教職員と共有することで、状況を捉え、課題を設定することが可能となる<sup>9</sup>。また、組織として学校全体でいじめに取り組むことは、個々の教職員が分断されたままでは達成できないが、これらについては、今後の課題としたい。

なお、一見不謹慎にも思える災害遊びとしての葬式ごっこが、どのような点で遊びと考えるのか、このことを教師はどう捉えればよいのか、という問いに対しては、別稿で改めて述べたい。

**付記：**本研究は、科研費 18K02495 の成果の一部を含む。なお、本稿の執筆に当たって、間瀬幸江宮城学院女子大学准教授に演劇学の観点からご助言をいただいた。改めて感謝申し上げます。

### 参考文献一覧

- 安部芳絵 2020「災害後の遊びの実態と課題」こども環境学研究 Vol.16,No.2、2020 pp.26-32
- 天野秀昭 2011「被災地に「遊び場」をつくること」日本子どもを守る会編『子ども白書 2011』pp.70-72
- 角野雅彦 2013「子どもの宗教的情操とその表現行為としての遊び—幼児期を中心に—」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』31(4)pp.30-47
- 北澤毅 2015『「いじめ自殺」の社会学—「いじめ問題」を脱構築する』世界思想社
- 小島康次 2004「人間関係論による“いじめ”構造の分析—遺書の解釈を例として—」開発論集 74 pp.71-84
- 滝充 2013「いじめ問題の歴史・いじめ研究が明らかにしてきたこと」国立教育政策研究所『いじめについて、わかっていること、できること。』pp.10-33
- 豊田充 1994『「葬式ごっこ」八年後の証言』風雅書房
- 日本小児科医会 2012『もしものときに…子どもの心のケアのために』
- ヴァーツラフ・ハヴェル 2019『力なき者たちの力』人文書院
- ヨハン・ホイジンガ 1973-2015『ホモ・ルーデンス』中公文庫
- ロジェ・カイヨワ 1990-2017『遊びと人間』講談社学術文庫
- レベッカ・ソルニット 2021『わたしたちが沈黙させられるいくつかの問い』左右社

---

<sup>1</sup> 文部科学省のいじめの定義は年を追って変化している。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、昭和 61 年からの定義は「この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。」であった。平成 6 年からは「この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」と変化し、「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」が削除され、「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」が追加された。平成 18 年度には「本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒

---

の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

(※) なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」となり、「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除された。平成 25 年度以降は、いじめ防止対策推進法第二条で「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

<sup>2</sup> なお、滝は、社会問題化する以前の 1970 年代後半からいじめそのものが生徒指導の現場で見られていたことを指摘している（滝、2013：12）。

<sup>3</sup> 1986 年 2 月 3 日朝日新聞朝刊より

<sup>4</sup> その後、1985 年 11 月 14 日に発案され、色紙が教室内などをまわったことが判明している。署名したのは 4 人の教諭と生徒 41 名（同級生の男子 23 人全員と女子 18 人のうち 10 人、他クラスの男子 8 人の計 41 人）。書かなかった同級生の女子 8 人には、「鹿川君がかわいそうだ」といい合せて拒んだ者と、色紙が回らなかった者とがいた（朝日新聞、1986 年 12 月 22 日、朝刊）。

<sup>5</sup> その後の調べにより、担任は「おかしいとは思ったがジョークだと思って受けてしまった」と色紙に記入したことに言及している（朝日新聞、1986 年 2 月 7 日、朝刊）ほか、葬式ごっこの色紙に署名したことをなかったことにしてほしいと生徒らに口止めしたことも判明している（朝日新聞、1986 年 3 月 11 日、朝刊）。

<sup>6</sup> ヴァーツラフ・ハヴェル（Václav Havel, 1936-2011）は、不条理演劇の劇作家であり、1989 年ビロード革命を率いて民主化を成し遂げ、チェコスロヴァキア共和国大統領（1989-92）、チェコ共和国初代大統領（1993-2003）を務めた。

<sup>7</sup> 衆人環視にも関わらず、そこにいる人々が他者に攻撃的になっていくありようについて、1974 年にナポリで上演されたマリナ・アブラモヴィッチ（Marina Abramović）による「Rhythm 0（リズム 0）」（<https://www.moma.org/audio/playlist/243/3118>）が想起されるが、本稿では扱わない。

<sup>8</sup> 朝日新聞、1991 年 3 月 27 日、夕刊。1991 年 3 月 28 日付の「天声人語」では、「鹿川君にとって、これは「ごっこ」などというものではなかっただろう」として、「ひとつのエピソードとみるべき」とした地裁判決を、いじめの構造に踏み込めていないと批判した。

<sup>9</sup> 実践的には、ドナルド・A・ショーン著『省察的实践とは何か』（鳳書房、2007）『省察的实践者の教育』（鳳書房、2017）などが参考になる。詳細は別稿で述べたい。